

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植 田 徹)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所土地賃貸料 (7 月分)		
年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日	金 額	50,000 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
《領収書貼付枠》	
年額 120 万円のため月額 100,000 円×1/2 = 50,000 円	
領収証原本は令和 6 年 1-1-4-1 に添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と 1/2 按分のため	100,000 円	1/2	50,000 円
		50%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植 田 徹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費)・人件費		
内 容	事務所土地賃貸料 (4 月分)		
年 月 日	令和6年4月1日～令和6年4月30日	金 額	50,000 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—

《領収書貼付枠》

年額 120 万円のため月額 100,000 円×1/2 = 50,000 円

領 収 証

No. _____

植田 徹 様

令和6年4月1日

★ ¥1,200,000-

但 富士市厚原1346-7 令和6年分地代込。

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



〒419-0202 静岡県富士市久沢853番地の1

株式会社 悠 豊

代表取締役 植田 欣 弥

TEL 0545-71-9601 FAX 0545-71-9603



コクヨ ウケ-78

案分

a×b)

私用と 1/2 按分のため

100,000 円	1/2	50,000 円
	50%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植 田 徹)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費)・人件費		
内 容	電気料金 (6 月分)		
年 月 日	令和 6 年 8 月 13 日	金 額	5,667 円

目 的	—		
使 途	—		
政務活動・ 県政との 関 連 性	—		
《領収書貼付枠》			
2KW	2,257 円		
30A	9,078 円		
2,257 円+9,078 円 =11,335 円			
領収金額=11,335 円×1/2=5,667 円			
01	[Redacted]		
02	05-08-13	トイロ代金	128,374
03	05-08-13	[Redacted]	[Redacted]
04	[Redacted]		
05	[Redacted]		
06	[Redacted]		
07	[Redacted]		
08	[Redacted]		
09	[Redacted]		
10	[Redacted]		
11	[Redacted]		
12	[Redacted]		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と 1/2 按分のため	11,335 円	1/2	5,667 円
		%	

ご利用代金明細書

1-1-7-2
dCARD

お支払日 2024年8月13日

2024年7月21日 発行

植田 徹 様

お支払日	2024年8月13日 (火)
お支払い額合計	128,374 円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切り替え日)	

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	
キャッシングサービ ス契約日	-年-月-日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。
お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません。

※口座振替金融機関の口座残高のご確認をお願いいたします。

株式会社NTTドコモ
登録番号：T1010001067912

ご利用内訳明細

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額 (買付けの金額※)	支払い 区分	今回 回数	お支払い金額	摘要
植田 徹 様 ご利用分						
2024/06/02	静岡ガス株式会社 2024/07	9,078円	1回払		9,078円	1-1-7-2
2024/06/02	静岡ガス株式会社 2024/07	2,257円	1回払		2,257円	
2024/06/21						
2024/06/21						
2024/06/21						
2024/06/25						
2024/06/26						
2024/06/27						
2024/06/30						
2024/07/01						
2024/07/10						
2024/07/10						
2024/07/11	静岡ガス株式会社 2024/07	1,078円	1回払		1,078円	1-1-7-3

1-1-7-2

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額 (貸付けの金額※)	支払い 区分	今回 回数	お支払い金額	摘要
2024/07/12						
2024/07/13						
植田 徹 様 ご利用分						
2024/06/30	ドコモご利用料金／iD 07月分	19,520円	1回払		19,520円	) 1-1-7-9
2024/06/30	ドコモ決済サービス等／iD 07月分	59,035円	1回払		59,035円	
植田 徹 様 ご利用分						
2024/07/04						
					お支払い金額合計	128,374円

キャッシングご返済明細

ご返済年月日	お取引内容	支払い 区分	ご返済金額				締切日時点残 高
				内元金	内利息	内遅延損害金	
		合計	0円	0円	0円		

ご注意

お支払日が8月の明細については、6月16日～7月15日のご利用分となります。

※上記明細の見方は、【ご利用明細のご説明】をご覧ください。

※「ドコモご利用料金・ドコモケータイ払い等」の概要に記載のある「8月分」とは、7月1日～7月末のドコモ携帯電話およびドコモケータイ払い等のご利用分となります。

※翌月一括払いを除き、商品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合や、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

※ご利用内訳明細におけるキャッシングのご利用については、ご利用金額が貸付けの金額を示しています。

※キャッシングのご返済に係る「貸付の利率や残存債務額等」の情報は、明細毎の図ボタンを押下いただくと表示されます。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植 田 徹)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費・人件費)		
内 容	ガス料金 (7 月分)		
年 月 日	令和 6 年 8 月 13 日	金 額	539 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
《領収書貼付枠》 領収金額 1,078 円 × 1/2 = 539 円 通帳の写しは、1-1-7-2 に添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と 1/2 按分のため	1,078 円	1/2	539 円
		%	

整理番号	1-1-7-4
------	---------

支出証拠書（自動車燃料代）

【 7 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・ 植田 徹)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× km / km	3,740 円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 植 田 徹

《領収書貼付枠》

7 月 10 日 土屋燃料(株) 富士市厚原字道下 22-1 7,481 円×1/2=3,740 円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と 1/2 按分のため	7,481 円	1/2	3,740 円
		%	

1-1-7-4

ENEOS

系内品書(領収書)

土屋燃料株式会社
富士SS
静岡県富士市厚原道下22-2
TEL:0545-71-3990
登録番号:T4080001010227
2024/07/10(水)07:46

ICS
様

dカード カイソ

売上 ミニストカード

ハイオク

111000 ¥7481

42.75L @175.0 L- 4 N-11

(内ガソリン税 @53.8 ¥2300)

3円割引チケット適用(933853)

3円/L.個 割引 済み

小計 ¥7,481

(10%対象 ¥7,481

内消費税 ¥680)

合計 ¥7,481

承認No. 0842860

支払方法 一括

事前払い OK

端末処理通番 15618

VISACREDIT

A0000000031010

***** dポイントカード*****

dカード: [REDACTED]

dカード処理通番: 1102223 [REDACTED]

dカード:基本P [REDACTED] P

特別P [REDACTED] P

今回計 [REDACTED] P

今回ポイントが反映されるまで、
お時間を頂く場合がございます。
利用者情報登録がお済でない為、
ポイントはご利用できません。

「dポイント登録」で検索し、Webで
利用者情報登録をお願い致します。

※本書保管上のお願い！！

財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

毎月15日はTポイント5倍デー！

No.3787 担当:0020 [REDACTED]

POS番号01

2024/07/10

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植 田 徹)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査研究		
年 月 日	令和 6 年 7 月 18・31 日	金 額	5,840 円

目 的	下記のとおり調査研究
使 途	交通費（JR新幹線当日券）
政務活動・ 県政との 関 連 性	県事業の内容や進捗状況を確認し、政策提言に活かす。
《領収書貼付枠》 7 月 18 日→2,920 円→当初予算提出状況説明 7 月 31 日→2,920 円→交通基盤部・文化観光部 領収書別添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,840 円	／	5,840 円
		100%	

1-1-7-5

領 収 書

Receipt
領収年月日 2024.-7.18 登録番号: T3180001031569 様
金額 ¥2,920 (消費税等込み) 税 10%

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類
(60125 4枚)
東海旅客鉄道株式会社
新富士駅MV804発行 00126-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領 収 書

Receipt
領収年月日 2024.-7.31 登録番号: T3180001031569 様
金額 ¥2,920 (消費税等込み) 税 10%

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類
(20079 4枚)
東海旅客鉄道株式会社
新富士駅MV803発行 30080-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

支出証拠書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名 自民改革会議・植田 徹）

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	富士山観光ビューロー年会費		
年 月 日	令和 6 年 7 月 18 日	金 額	10,000 円

会の趣旨・目的	別添定款の一部写しのとおり
会の活動内容等	別添定款の一部写しのとおり
政務活動・県政との関連性	富士山観光は県政の重要な課題

《領収書貼付枠》

令和5年4月～令和6年3月 12ヶ月分充当

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（ 定款 ）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する	10,000 円	/	10,000 円
		100%	

1-1-7-6

一般社団法人富士山観光交流ビューロー会費納入依頼書兼領収書 178

植田 徹 様

¥10,000

※ご希望の口数
をご記入ください

但	令和6年度	会費
	口	円

上記の通り領収いたしました

請求日 令和6年7月1日

納入期限 令和6年9月2日

※取扱収納機関印又は受取印なきものは無効

収納機関出納印



領
収
書

静岡県富士市川成島654-10

一般社団法人

富士山観光交流ビューロー

理事長 浅見祐司

電話 0545-64-3776



一般社団法人
富士山観光交流ビューロー 会員 様一般社団法人
富士山観光交流ビューロー
理事長 浅見 祐司

令和 6 年度 会費納入について (お願い)

時下、皆様におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当ビューローの運営には多大なる御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、過日開催された令和 6 年度一般社団法人富士山観光交流ビューロー定期総会におきまして、全ての議案を御承認いただきました。

つきましては、本年度の会費として、下記のとおり御納入くださいますようお願い申し上げます。

記

- | | | | |
|---------|--------------------|--------------------------------|-------|
| 1. 金 額 | 正 会 員 | 1 口 10,000 円 | 1 口以上 |
| | 特別会員 | 1 口 10,000 円 | 2 口以上 |
| | | ※会費は非課税です | |
| 2. 振込口座 | 金融機関 | 富士信用金庫 田子浦支店 | |
| | 口座番号 | 普通預金 0223766 | |
| | 名 義 | 一般社団法人富士山観光交流ビューロー
理事長 浅見祐司 | |
| 3. 納入期限 | 令和 6 年 9 月 2 日 (月) | | |

※誠に恐縮に存じますが、富士信用金庫 (納付書による) 以外の金融機関からの
お振込み手数料は、貴負担にてお願い致します。

一般社団法人富士山観光交流ビューロー
〒416-0939 富士市川成島 654-10
TEL0545-64-3776 FAX0545-62-0464
担当: XXXXXXXXXX

第1章 総則

一般社団法人
富士山観光交流ビューロー

定 款

(名称)
第1条 当法人は、一般社団法人富士山観光交流ビューローと称する。

(事務所)
第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県富士市川成島654番地の10に置く。
2 当法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)
第3条 当法人は、富士山に代表される、富士市及び周辺地域の観光交流資源を活用し、多様な主体の連携のもと、観光交流、物産振興及びコンベンションに関する事業を推進することによって、地域の経済発展や文化振興、相互理解の促進に寄与し、「住んでよし、訪れてよし」の地域実現の一助となることを目的とする。

(事業)
第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。
(1) 地域セールス活動及び誘客活動
(2) 地域の観光交流情報の収集、整理及び発信
(3) 観光交流受け入れ態勢の整備、観光交流商品造成及び人材育成
(4) 会議・大会等のコンベンションの誘致促進及び受け入れ態勢の整備
(5) 観光交流の効果的な推進のための基盤整備
(6) 旅行業法に基づく旅行業
(7) 前各号に掲げる事業に附帯し又は関連する事業

(公告)
第5条 当法人の公告の方法は、電子公告とする。
2 やむを得ない事由等により、電子公告によることができない場合は、静岡市において発行する静岡新聞に掲載する方法による。

平成23年10月1日

1

(機関の設置)
第6条 当法人は、その機関として、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員の種別)
第7条 当法人の会員は、次の3種とする。
(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2) 特別会員 当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体又は市町村観光・経済関連団体
(3) 名誉会員 当法人に功労があったもの又は学識経験者で総会において推薦されたもの
2 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日号外法律第48号以下「法人法」という)上の社員とする。
3 会員の権利等については、別表1に定めるところによる。

(入会)
第8条 正会員又は特別会員になるようとする個人又は団体は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。
2 入会は、理事会の承認を得なければならない。
3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する者1名(以下「指定代表者」という)を定め、理事会に届け出なければならない。
4 第1項の入会申込書の記載事項の変更又は指定代表者に変更があった場合は、速やかに別に定める変更届を理事会に提出しなければならない。
5 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(会費)
第9条 会員は、当法人の目的を達するために会費を納付しなければならない。ただし、名誉会員及び理事会の決議を経て理事会が別に定める正会員又は特別会員については会費の納付を免除することができる。
2 会費の額および徴収方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。
3 会費は、法人法上の経費とする。

(資格の喪失)
第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失し、退社する。
(1) 退会したとき。
(2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散もしくは消滅したとき。
(4) 2年以上会費を滞納したとき、又は期限を定めて督促しても支払わないとき。
(5) 除名されたとき。
(6) 総会員の同意があったとき。

(退会)
第11条 会員が退会しようとするときは、理事会の議決を経て、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、いつでも退会(以下「退社」という)することができる。
2 前項の退会届は、退会の効力発生日の1か月前までに、当法人に対して提出するものとする。ただし、やむをえない事由があるときは、この限りでない。
3 退社しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)
第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。
(1) 当法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
(2) 当法人の名誉を毀損し、又は、当法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(提出金品の不返還)
第13条 一旦納入した会費その他の提出金品は、返還しない。

(会員名簿)

- 第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。
- 2 会員名簿をもって、法人法上の社員名簿とする。
- 3 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所（会員が当法人からの通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当法人に通知した場合は、その場所又は連絡先）に宛てて送附するものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の構成及び議決権)

- 第15条 社員総会（以下総会という）は、第7条第1項に定める正会員及び特別会員（以下「正会員等」という。）をもって構成する。
- 2 正会員等は、各1個の議決権を有する。

(総会の権限)

- 第16条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、当法人の運営に関する重要な事項のうち次に掲げる事項を議決する。
- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員並びに会計監査人の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるものの他、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項。
- 2 総会は、法人法上の社員総会とする。

4

- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項。

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(総会の書面表決等)

- 第21条 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員等は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、若しくは他の正会員等を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 2 会員は、前項の書面をもってする表決又は委任に代えて、当該表決又は委任を電磁的方法により行うことができる。

(総会の議事録)

- 第22条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員等の現在数並びに会場に出席した正会員等の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要及びその結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその総会において選出された議事録署名人が署名及び押印をしなければならない。
- 3 議事録は、総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置等)

- 第23条 当法人に次の役員を置く
- (1) 理事 3名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、4名以内を副理事長とする。
- 3 前項に定めるもののほか、当法人に専務理事及び常務理事を置くことができる。

6

(総会の種別及び開催)

- 第17条 当法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定期総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員等の総数の5分の1以上から会場の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第25条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(総会の招集)

- 第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 召集地は、当法人の主たる事務所の所在地とする。
- 3 理事長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、正会員等に対し、会場の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。
- 5 希望する正会員等に対しては、前項の書面をもってする総会招集通知に代えて、招集を電磁的方法により行うことができる。

(総会の議長)

- 第19条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、その総会で議長を選出する。

(総会の定足数及び議決)

- 第20条 総会は、正会員等の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 2 総会の議決は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員等の総数の過半数をもって決する。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。ただし、可決多数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

5

(役員を選任)

- 第24条 理事および監事は、正会員及び特別会員（団体にあっては指定代表者）の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することとを妨げない。
- 2 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にあるものは、理事となることが出来ない。
- 6 監事は、相互に親族その他特別の関係にあるものであつてはならない。

(役員職務権限)

- 第25条 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担し実行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) 当法人の会計を監査すること
- (3) 会計及び業務の執行につき、理事会並びに総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは総会の招集を請求し、又は理事会若しくは総会を招集すること

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了により退任した場合であっても、定員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

7

第5章 理事会

(役員の解任)

第27条 役員は、総会において、正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の議決に基づき、これを解任することができる。
2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第28条 当法人に、顧問5人以内を置くことができる。
2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱し、総会において選任の決議を受ける。
3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
4 顧問については、第26条1項及び前条の規定を準用する。この場合において、第26条1項中「理事」とあるのは「顧問」と、前条中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(報酬)

第29条 役員及び顧問は、無給とする。ただし、常勤の役員については有給とすることができ、その報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、総会の決議をもって定める。
2 役員及び顧問には費用を弁償することができる。
3 前2項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事の利益相反)

第30条 理事が次の取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間に占める当法人と、その理事との利益が相反する取引

(定数等に関する規定の準用)

第36条 理事会については、第20条から第22条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員等」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(委員会)

第37条 理事長は、当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て委員会を置くことができる。
2 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 基金

(基金の創設)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
3 基金の拠出者は前項の期日までその返還を請求することはできない。
4 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所、返還の方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 理事長は毎事業年度開始日の前日までに事業計画及び収支計算を作成しなければならない。
2 理事長は前項の規定により事業計画及び収支予算を作成したときは理事会の決議を経てその後最初に招集される総会において承認を得なければならない。決議を変更する場合も同様とする。
3 前項の規定にかかわらず、総会の承認を得ることができないときは、理事長は、総会の承認を得られるまで、前年度の予算に準じて収入又は支出をすることができ。
4 前項の収入及び支出については、その事業年度の収支予算案の承認を得る総会においてその承認を得なければならない。また、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 当法人の業務執行に関する事項
- (3) 理事の職務執行の監督に関する事項
- (4) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解任に関する事項

(理事会の種別及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき、又は理事が招集したとき。
理事長に招集の請求があったとき、又は理事が招集したとき、または監事が招集したとき。
- (3) 第25条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、第25条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、理事及び監事に對し、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。
4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、第25条第2項を準用する。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

9

(事業報告及び決算)

第41条 理事長は、毎事業年度終了後、当法人の事業報告及び決算について、次に掲げる書類及び第1号から第8号までに掲げる書類の付属明細書を作成しなければならない。
(1) 事業報告
(2) 貸借対照表
(3) 損益計算書
(4) 財産目録
2 理事長は、前項の書類を作成したときは、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。
3 前項の書類及びその付属明細書は、当法人の主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第42条 剰余金の配当は行わないものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が解散し、清算した結果残余財産がある場合は、その残余財産は、次のいずれかに贈与するものとする。
(1) 当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人
(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第49条第5条第17号イからトまでに掲げる法人
(3) 国若しくは地方公共団体

第8章 事務局

(事務局の設置)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には事務局長の他必要な職員を置く。
3 事務局長は、当法人の事務を統括する。
4 事務局職員は、事務局長の指揮を受け、当法人の事務を処理する。
5 事務局の職員は、理事長が任免する。
6 前項に規定するもののほか事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び顧問の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 理事、監事及び顧問の履歴書
- (8) 職員の名簿及び履歴書
- (9) その他必要な書類

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において総正会員等の半数以上であって総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(組織の解散)

第47条 当法人の解散については法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総会員等の半数以上であって、総会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第10章 補則

(委任)

第48条 この定款に規定するもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別利益の禁止)

第49条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらのものの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付、財産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成24年8月31日までとする。

別表1 会員の権利等

区 分	正会員		特別会員
	団体	個人	
・総会における議決権	○	○	○

*「個人情報の保護に関する法律」に則ると伴に、本人の意向を尊重して対応

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植 田 徹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和6年7月1日～令和6年7月31日	金 額	210,000 円

目 的	政務活動を補助する職員を雇用
使 途	7月分給与
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》	
合計 212,500 円であるが、会派内規により限度額 210,000 円を充当する。	
領収書は別添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動・2名固定 給、1名:実績	210,000 円	/	210,000 円
		100%	

1-1-7-7

給与支払明細書

令和 6 年 7 月分

氏 名	給 与	手 当			支給額 合 計	控 除			差 引 控除額	受領印
		手当	手当	手当計		社保		控除計		
■■■■■	85,000	-			85,000					■■■■■

給与支払明細書

令和 6 年 7 月分

氏 名	給 与	手 当			支給額 合 計	控 除			差 引 控除額	受領印
		手当	手当	手当計		社保		控除計		
■■■■■	85,000		-		85,000					■■■■■

給与支払明細書

令和 6 年 7 月分

42.5 時間×1,000 円=42,500 円

氏 名	給 与	手 当			支給額 合 計	控 除			差 引 控除額	受領印
		手当	手当	手当計		社保		控除計		
■■■■■	42,500	-			42,500					■■■■■

支出証拠書
(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植 田 徹)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読(令和6年7月分)		
年 月 日	令和6年7月1日～ 令和6年7月31日	金 額	5,102 円

目 的	県政に関わる情報収集
使 途	7月分購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政に関わる情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

安倍新聞店 7月分 5,102 (8月1日引き落とし)
静岡新聞セット 3,300 円
ふじニュース 980 円
岳南朝日富士版 822 円

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

06-08-01 7月分購読料 5,102

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動に かかるもの	5,102 円	100%	5,102 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 植 田 徹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	電話料金 (7月請求分)		
年 月 日	令和6年 8月 13 日	金 額	6,020 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
《領収書貼付枠》 支払先NTTファイナンス 45,988 円のうち ドコモ使用料 XXXXXXXXXX (2,980 円+ 1,745 円) × 1.10 = 5,197 円 光電話使用料 6,844 円 5,197 円+ 6,844 円 = 12,041 円 携帯電話機器購入代 先月より無し 12,041 円 × 1/2 = 6,020 円 明細書別添付 通帳の写しは、1-1-7-2 に添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と1/2按分のため	12,041 円	1/2	6,020 円
		%	

請求額確定日 2024年 7月 9日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

1-1-7-9

(1 / 2 ページ)

お客様氏名 CUSTOMER NAME	植田 徹 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号 PHONE NUMBER		

ご利用料金のご案内

請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年7月ご請求分
ご利用金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	78,555円
振替日 TRANSFER DAY	ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日

ご利用クレジット会社 CREDIT COMPANY	
カード会員番号 MEMBER NUMBER OF THE CARD	

前月ご請求金額	45,988円(税込)
* * * *	* * * *
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	2024年10月よりdポイントクラブのポイントプログラムが改定されます。 dポイント加盟店での「いつでもおトク」に加え、 「d払い」利用でも「いつでもおトク」となる特典などが追加されます。 詳しくはdポイントクラブサイトにてご確認ください。
* * * *	* * * *

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----	
適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社 (登録番号：T8010401005011)	
10%対象請求額(税込)	19,390円
うち消費税等	1,762円
非対象等請求額	59,165円
ご請求額合計	78,555円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、 「ご請求内訳」をご確認ください。	
【NTTドコモからのお知らせ】-----	
* * * 電話番号毎のご利用金額(税込) * * *	
090-2617-5154	65,762円

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE		* * * *
領収金額 AMOUNT RECEIVED		* * * *
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	* * * *
	口座番号 (ACCOUNT)	* * * *

※本書は電子文書です。

※前月以前のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『電話料金等料金領収証』を表示いたします。

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

(4 / 4 ページ)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 (TAX)
◇		ご利用期間 (6/1~6/30)		
◇基本使用料等 (計)	5,700	戸建・タイプA/西		合 算
	0	(参考) plala 利用		合 算
	500	ドコモ光電話基本使用料	光電話番号:	合 算
◇通話料・通信料 (計)	216	国内通話料	5月ご利用分	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	306	ダブルチャネル		合 算
	100	追加番号	1契約	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号)	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本 (追加番号)	1番号あたり1円のご請求となります	合 算
◇消費税等相当額 (計)	622	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	6,844	合計		
		<NTT ドコモからのお知らせ>		
		○継続利用期間は、6月末で	6年4か月となりました。	
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は6月末で	4か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ		
		6月ご利用分に対する獲得ポイントは、	600ptです。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,222円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。		